

## 宮代町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

今まで地方公共団体の議会議員は当該地方公共団体に対する請負が禁止されていたが、地方自治法の改正により議員が町に対し、請負や物品納入等を政令で定める額（年額300万円）まで行う事ができるようになりました。

### 2 一部改正の概要

第3条第5号に次のただし書を加える。

ただし、各会計年度において受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2に規定する額以下である場合は、この限りではない。

### 3 施行期日等

公布の日から施行する。

# 宮代町議会議員政治倫理条例の一部改正する条例

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理条例基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 議員は、自ら実質的経営に関与している企業又は直接の利害関係にある企業と町等の間で締結する請負契約等及び指定管理者の指定等に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑念の念を生じさせないよう努めなければならない。ただし、各会計年度において受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2に規定する額以下である場合は、この限りではない。</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理条例基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 議員は、自ら実質的経営に関与している企業又は直接の利害関係にある企業と町等の間で締結する請負契約等及び指定管理者の指定等に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑念の念を生じさせないよう努めなければならない。</p>